「先住民族の権利に関する国際連合宣言」に関する意見書

北海道では、昭和63年「ウタリ問題懇談会」の審議を経て「アイヌ民族に関する法律」の制定を国に求め、国においては、平成8年4月に提出された「ウタリ対策のあり方に関する有職者懇談会報告書」を踏まえ、平成9年5月、「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」を制定した。

この法律により、アイヌ文化の振興とアイヌの伝統等に関する国民の理解の 促進については、一定の進展が見られるものの、アイヌの人たちの人権、教育、 生活などについて多くの課題が残されている。

先般、国連において、先住民族のさまざまな権利に関する国際的な基準となる 「先住民族の権利に関する国際連合宣言」が採択され、政府もこれに賛成してい る。

よって、国においては、これを機にこの宣言におけるアイヌ民族の位置づけや 盛り込まれた権利を審議する機関を設置されますよう要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成19年12月14日

名 寄 市 議 会